人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一九―〇―九

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「又は矯正医官法第五条第一項」を削り、「勤務時間法第六条第一項」を「同条第一項」に改め、「期間」の下に「（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事院の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。